覚書

一、中村組ヨリ供給セル人夫中解雇セラレタル者ヲ多数復職スルコト　但シ指名ニヨルコト

二、給レノ場合生活ノ保障ヲ為スコト　但シ部屋ニ居住スル者ニ限リ食券ヲ給與スルコト

三、通勤ノ自由ヲ與フルコト

四、公傷病ノ場合ハ日給及ビ治療費ノ支給ヲ為スコト　但シ公傷病取扱ハ左ノ通リニス

イ、公傷病ノ際ハ指名ノ醫師ノ診斷ヲ受クルコト

ロ、公傷病ノタメ勞務ニ服スルコト能ハサル時ハ左記ノ通リ手當ヲ支給ス

ノ、一日ヨリ十日迄　　賃銀ノ六割

ロ、十一日ヨリ二十日迄　　〃　五割

ハ、二十一日ヨリ三十日迄　　〃　四割

ニ、三十日以上六十日迄　　〃　三割